

フランス産業財産庁、特許付与の要件として進歩性要件を導入

2020年5月25日

JETRO デュッセルドルフ事務所

フランス産業財産庁（INPI）は、2020年5月22日以降に出願された特許出願について特許付与の要件として進歩性要件を導入する旨の措置を、2020年5月20日付のプレスリリース及びニュースリリースにて公表した。

本プレスリリース等によれば、本措置は、新規性要件等が満たされない場合のみならず進歩性要件が満たされない場合にも INPI が特許出願を拒絶することを可能にするものであり、特許の品質、信頼性及び有効性を強化するとともに INPI の手続を他庁の手続と調和させることができる、等としている。

広い意味ではフランス特許の権利者にとっての法的安定性を高めること等を目的とした本措置は、フランス知的財産法（CPI）の改正を含む「企業の成長及び変革のための行動計画に関する法律（PACTE 法）（2019年5月公布の法律第2019-486号）」の一部として組み込まれた改正規定（2020年5月22日施行の PACTE 法第122条（CPI 第L612-12条））に従ったものであり、2020年4月1日に施行された特許の付与後異議申立手続に関する改正規定（PACTE 法の一部）を補完するものである、等としている。

— INPI のプレスリリース等は、以下参照（フランス語） —  
（プレスリリース及びニュースリリース）

[Loi PACTE : prise en compte de l'activité inventive pour la délivrance des brevets à compter du 22 mai](#)

[Loi PACTE : prise en compte de l'activité inventive pour la délivrance des brevets](#)  
（PACTE 法）

[LOI n° 2019-486 du 22 mai 2019 relative à la croissance et la transformation des entreprises \(1\)](#)  
（特許の付与後異議申立手続に関するニュースリリース）

[Loi PACTE : les dispositions de la nouvelle procédure d'opposition à l'encontre d'un brevet](#)

（以上）